

## 全国海運組合連合会 第329回理事会議事録

日時 平成28年11月16日(水) 12:00～13:55  
場所 神戸・三宮東急REI・3階 ボールルーム  
出席者 理事40名(別紙名簿の通り)

### 議 題

1. 輸送部会委員交代に係る件
2. 船主連絡協議会地方大会開催結果に係る件
3. 活性化PT並びに青年経営者意見交換会に係る件
4. 総連合会・船員対策委員会審議内容に係る件
5. 内航海運活性化に向けた今後の方向性検討会に係る件
6. 内航主要オペレーター輸送動向(9月実績値)に係る件
7. 暫定措置事業関係・28年度下期資金管理計画、並びに内航船建造アンケート調査結果・29年度資金管理計画に係る件
8. SOx規制(燃料油中の硫黄分規制)に係る件
9. その他
  - (1) 全海運業務専用携帯電話について
  - (2) 今後の会議予定について

### 議 事

定刻、事務局より過半数の理事の出席を得て、本理事会は適法に成立した旨報告した。

定款の定めにより藤井会長が議長となり、海運税制改正要請に関し、各理事には地元で多大なるご協力を賜り心より感謝するとともに、今後とも引き続きご協力願いたい旨挨拶した。

その後、本理事会の議事録署名人に議長の他、寺岡副会長並びに原田副会長を指名し、議事に入った。

#### 議題1. 輸送部会委員交代に係る件

議長の指示により、事務局は当該組合から提案のあった輸送部会委員交代願いについて、以下の通り説明した。

【提案組合】四国地方海運組合連合会（敬称略）

新任者	旧任者
にしうち かんじ 西内 貫二	舟越 孝久
新菱海運(株)・代表取締役社長	新菱海運(株)・代表取締役社長
所 属 : 香川県海運組合	所 属 : 香川県海運組合

この後、議長が本件を諮った処、異議無く承認された。

## 議題 2. 船主連絡協議会地方大会開催結果に係る件

議長は岡本理事（船主部会長）に報告方要請し、岡本理事は大要次の通り報告した。

去る 10 月 19 日(水)、徳島にて船主連絡協議会地方大会を開催した。

### 【議 題】

- ① 平成 28 年度船舶経費見直し結果（貨物船）報告の件
- ② 平成 28 年度若年船員育成費用の件
- ③ 船員の確保・育成に関する海洋共育センターの件
- ④ 海運事業継承に係わる後継者問題の件

④の中で、「自身の代で事業廃止を考えている」の質問に対しての回答率に関しては会議参加事業者数に対しての算出数字になり、決して四国全土に対しての数字ではない為、誤解の無いよう、また、数字の独り歩きが無いよう報道関係者には公表を避けるよう徹底した。

また、小グループに分かれ、オペレーターへの要望事項等を調査した。詳細は理事会資料の通り。

尚、11 月末に阪神地区、12 月初旬に関東地区のオペレーターを訪問予定である。

以上の説明後、特に意見も無く、了承された。

## 議題 3. 活性化 P T 並びに青年経営者意見交換会に係る件

議長は宗田理事（内航海運活性化 P T ・委員長）に報告方要請し、宗田理事は大要次の通り報告した。

去る 10 月 21 日(金)、高松にて内航海運活性化プロジェクトチーム、並びに青年経営者意見交換会を開催した。

- ① 船員室増設に伴う G/T 緩和要望については、実際には改造を行うとする事業者があまりにも少数であることから、本件の検討は終了することとした。
- ② 船舶職員及び小型船舶操縦者法に関する要望については、活性化プロジェクトチームの各委員より幾つか意見を提言した。また、本件については内航海運活性化プロジェクトチームと船員対策委員会の合同会議を開催し、同時に国交省担当官並びに青年経営者代表数名に同席願い、認識等を共有して対応したい旨述べ、理事会のご了承を賜りたいと発言した。

これを受け、議長がこれを諮った処、満場異議無く承認された。

#### 議題 4. 総連合会・船員対策委員会審議内容に係る件

議長は岡本理事（総連合会・船員対策委員）に報告方要請し、岡本理事は、民間 6 級海技士の統合について大要次の通り報告した。

- ・ 従来、2 ヶ月の社船実習としていたが、社船乗組員の指導方法にバラつきが生じる為、最初の 1 ヶ月を練習船実習として同じ教育を受け、2 ヶ月目を社船実習とすることとした。
- ・ 実習費用については、総連合会から 1 人あたり 10 万円を負担すると提示していたが、海技教育機構より 1 人あたり 12 万円との提示があった為、差額の 2 万円については、海洋教育センターが 1 万円負担、及び総連合会が 1 万円を増額負担することとなった。

岡本理事説明後、藏本副会長（海洋共育センター・理事長）より、最初の 1 ヶ月を基礎訓練、2 ヶ月目を社船実践訓練とし、6 級海技士を効果のある資格にして卒業させていくということで交渉を行い、皆さんからの同意を得たと補足説明した。

以上の説明後、特に意見も無く了承された。

#### 議題 5. 内航海運活性化に向けた今後の方向性検討会に係る件

議長は藏本理事(内航海運活性化に向けた今後の方向性検討会委員)に報告方要請し、藏本理事は、資料に沿って10月28日に開催した第4回内航海運活性化に向けた今後の方向性検討会の概要を次の通り報告した。

① 内航海運を巡る社会経済情勢等と事業環境の変化について

- ・ 全体の隻数の減少のうち76%が200総トン以下の船舶である。
- ・ 3,000総トン以上の大型船は3割増加している。
- ・ 1杯船主は約4割と大幅に減少している。
- ・ 一方で、7隻以上を保有する事業者は61%増加している。
- ・ 平成17年度に内航海運業法改正以降、新規参入が651社出現、オーナーからオペレーターへの移行者が9%出現、事故件数は24.3%減少するなど、法改正後から一定の成果があったと数字から見て取れる。

② 内航海運事業実態調査の結果について

- ・ 国交省による調査の回答率が26.9%、利用運送業・不動産賃貸業・派遣業・建設業など内航海運業以外の事業も一定割合含まれている中で、内航海運業専門業者は46.5%と少なく、兼業者は半数超えの53.5%となっている。
- ・ オペレーターからみた用船料はオーナーが主張する水準を十分に反映していると半数が回答したことに対し、オーナーからは必要コストが足りていないと回答するなど若干の乖離が見られる。
- ・ 全体の4割の事業者が全部、又は一部の船舶管理会社を活用しているという部分は意外である。
- ・ 家族以外で船員を構成している事業者は全体の7割、一杯船主でも6割となっている。
- ・ 船員育成コストの負担や船員派遣事業参入の為の支援を求める声が多い。
- ・ 船員確保が困難な為、建造を見合わせているのではとデーターから読み取れる。
- ・ 今後の内航海運の方向性としては、安定輸送の確保・安全性の向上・生産性の向上、また実現に向けての取組として、若年船員の確保育成の支援・規制緩和・予算税制の支援拡充を要望する声が多い。

③ 内航海運が中長期的に目指すべき方向性について

- ・ 大きく分けて「安定的輸送の確保」と「生産性向上」の2つを目指すべき方向性とする。
- ・ 輸送量や積載トン数の推移を、中長期的達成度合いを計る指標とする。
- ・ 若年、女性船員の育成強化、代替建造の支援、船舶の省エネ化の促進等を方

向性の実現に向けて講じていくテーマとする。

12月に予定されている第5回検討会にて各組合における意見を発表する場を与えられているので、この理事会で各地区、各業種別に内航海運の活性化に向けた今後の方向性について意見を伺いたいと述べ、議長の許可を得て発言者を指名した。

(1) オペレーター

- ・ ヨーロッパと日本の海運業の違いに注目したい。ヨーロッパにおいて国が海運業に対する理解がある為、フィンランド等の海運業では、税制緩和など国から手厚い補助を受けている。
- ・ 日本は国の補助政策が足りないので、国に内航海運の重要性の認識を深めてもらい、船員対策や税制のバックアップをして欲しい。
- ・ 自社においては若年船員の定着率が悪いことから「若年船員の離職防止対策委員会」を立ち上げた。待遇面、休暇、居住環境、食事等において主な原因は昔と現在の若者の考え方の相違にある。
- ・ 毎月「船舶管理職会」を開催して、会社経営者のビジョンを現場の最先端の人間までいかに伝えるかという努力を行っており、お陰で現在は若者の定職率は安定している。
- ・ いかに船員のモチベーションを上げるかということが考えられたら良い。

(2) オーナー

- ・ 「新たな輸送需要の掘り起こし」案を打ち出さないと内航海運に明るさが出てこないのではと懸念する。
- ・ 「先進的な船舶の普及促進」はオーナーの力だけではどうにも出来ないことなので、国や荷主に対策を練って欲しい。

(3) オペレーター

- ・ 資料内にある「オペレーターとオーナーとの用船料の実態」の部分で、オペレーター側から見た場合とオーナー側から見た場合で意見のギャップが有り過ぎるので、この根拠を知りたい。
- ・ 組合は半数がタンク船で常に船員問題が話題となる。船員が荷役積み卸し作業の上に毎回掃除があり、仕事がついの運賃が安い。荷役の問題をアピールして欲しい。

(4) オペレーター

- ・ 建物高層化で鉄骨に移行していることが要因で、東京湾では生コン用仕事が

年々減少している。

- ・ 工事用は羽田海上滑走路工事が進まず、加えてオリンピック用の工事が出てこない。
- ・ 残土は横断道路（アクアライン）に対して国や県が補助し、通行料が安くなってトラックに流れている
- ・ ダンプは事故・渋滞を招いており、安全面・環境面でガット船をアピールしている。

(5) オペレーター

- ・ 荷主の基地～工場、工場間の転送等が輸送の大きな割合を占めており、輸送出荷量が開示されていると対応がし易くなる。

**議題6．内航主要オペレーター輸送動向（9月実績値）に係る件**

議長の指示により、事務局は大要以下の通り説明し、了承された。

① 輸送実績推移について

- ・ 貨物船の9月期の合計は前月と比べると11%増の18,227トンとなっているが、前月は台風襲来が多く輸送障害が多発していた為、全般的には昨年並みの状況である。
- ・ 2016年度の上期・下期別年間輸送量は資料の通り。

② 平成27年度輸送実績の概況について

- ・ 総連合会がオペレーター200社からの報告を基に輸送量を集計したもの。
- ・ 内航輸送量の合計は前年度比97.4%、貨物船による輸送量は95.8%。
- ・ 鋼材は中国製品との競合等により93.2%に留まっている。
- ・ 関連業界の動向は資料の通り。
- ・ 2015（平成27）年度における前年度下期比は、貨物船・油送船の総合計で27%減、年間通期で26%減となる。

**議題7．暫定措置事業関係・28年度下期資金管理計画、並びに内航船建造アンケート調査結果・29年度資金管理計画に係る件**

議長の指示により、事務局は大要以下の通り説明した。

① 平成28年度資金管理について

- ・平成28年度の建造等納付金は、造船所アンケートを基にした年初計画を上回った。
- ・平成28年10月31日時点の実績は、前期繰越金を含め収入合計は72億44百万円、一方、支出合計は8月の運輸機構への政府保証借入金の返済額30億84百万円、預託金償還7億4百万円を含む計40億28百万円となった。
- ・平成28年11月から年度末に向けての収入予定額は、9月期申請11月認定分の22億54百万円を含む計23億4百万円である。
- ・この間の支出は、借入利息・事務費等の合計が1億42百万円、収支差額が21億62百万となる。

② 運輸機構からの政府保証借入金の一部返済予定額について

- ・運輸機構からの政府保証借入金は毎年8月、及び2月に借り換えを行っており、10月末時点での借入残額は298億87百万円である。
- ・下期の2月に於いては、約51億59百万円が返済可能予定額となり、この額を返済すると政府保証借入金残額は約247億28百万円となり、ハイペースで返済が進んでいる状況である。

③ 内航船舶建造アンケート調査結果について

- ・毎年、内航船建造造船所の協力の下、建造契約状況等のアンケート調査を行い、今後の代替建造促進対策の資金計画を立てており、今回は49社の造船所に起工ベース調査を依頼し、38社から回答を得た。

船種	平成28年度		平成29年度	
	隻数	積載トン数	隻数	積載トン数
① 一般貨物船	50	73,975DW	36	53,510DW
② 特殊貨物船	19	84,327DW	8	85,820DW
③ 石油タンカー	18	44,552M3	14	29,750M3
④ ケミカルタンカー	10	11,710MT	9	10,310MT
①～④ 合計	97	214,564DW	67	179,390DW

④ 平成29年度資金収支計画について

- ・平成29年度の収入が前期繰越金を含め約51億円、借入利息や事務費等で約3億円の支出、収支差額47億67百万円と算出し、ここから次期上期必要経費等2億27百万円を控除し、45億40百万円が運輸機構への元本償還可能額となる。

以上の説明後、特に意見も無く了承された。

## 議題 8. SOx 規制（燃料油中の硫黄分規制）に係る件

議長の指示により、事務局は大要以下の通り説明し、了承された。

- ・ 国際海事機関（IMO）が、船舶燃料油中の硫黄分濃度の規制を強化し、従来 3.5% 以下としていたものを 2020 年から 0.5% 以下とした。
- ・ 従来の C 重油の使用継続では 0.5% 以下を維持するには難しく、様々な懸案事項がある中で、一番の懸案事項は現在の A 重油並の価格を考えると 1KL 当たりで C 重油に比べて約 40% アップする。よって、今後のオペレーターへの対応、運賃用船料への影響が出てくるのではと懸念される。

## 議題 9. その他

事務局より以下の 3 項目について説明をした。

- ① 内航海運税制について
  - ・ 各地方で先生方の事務所回りではご協力を頂いていることへ、お礼を述べた。
  - ・ 平成 29 年度税制要改正の会議については年内までに 4 回予定されており、その間、国会の先生を招いての業界団体合同による税制決起集会、その後、自民党税制〇×審議等が予定されている。
- ② 全海運開催会議の当日欠席や遅刻等の緊急連絡先について（事務局からのお願い事項）
  - ・ 従来、バラバラであった連絡窓口を一本化し、今後は業務用携帯電話まで緊急連絡を頂きたいと要請した。
- ③ 全海運今後の会議予定について
  - ・ 来年度の総会に向けた理事会は 6 月 7 日(水)に開催することで決定した旨報告した。
  - ・ 一部理事より、全海運理事会開催の第三水曜日が他会議と重複している為、出席出来ないという話があり、週、もしくは曜日を変更する方向で検討はしているが、11 月 18 日開催の全海運事務局研修会で各組合の都合を確認し、可能であれば来年総会後の理事会から変更していきたいと述べ理解を求めた。

この後、議長より全ての議題に対して意見や質疑を求めた処、特に何もなかった為、全ての議案審議を終了し、謝辞の後 13:55 閉会を宣した。



以 上